居宅介護支援事業者の方へ

　**居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取扱いについて**

　事業所が６ヶ月間に作成した居宅サービス計画のうち、正当な理由なく、特定の事業者の割合が80％を超える場合に１月につき１件200単位が減算されます。

すべての居宅介護支援事業者は、所定の様式で割合を計算し、特定の事業者の割合が80％を超える場合、指定の期日までに町に書類を提出しなければなりません。

なお、80％を超えない場合にあっても、割合の計算結果を記載した書面（所定の様式）を事業所に５年間保存することが必要です。

１　算定期間

1. 前期：３月１日～８月末日
2. 後期：９月１日～２月末日

２　提出書類

1. すべての居宅介護支援事業者が作成するもの

　　ア　別紙１　居宅介護支援事業所特定事業所集中減算計算書

　　イ　別紙２　サービスごとの紹介率計算内訳書

1. 特定の事業者の割合が80％を超える場合

　　ア　様式１　居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の届出について

　　イ　様式１の「④その他の「正当な理由」」の資料

３　提出期限

1. 前期：平成３０年９月１５日まで
2. 後期：平成３１年３月１５日まで

　４　提出先

　　　上里町高齢者いきいき課高齢介護係

※各居宅介護支援事業所宛に通知いたしませんので、様式等につきましては町ホームページをご覧ください。

なお、ご不明な点等ございましたら上里町高齢者いきいき課高齢介護係にお問い合わせください。